

令和8年度つながりサポート支援事業委託業務企画提案募集要項

1 趣旨及び目的

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、女性同士が交流できる場、情報を共有できる場を設け、支援を必要とする女性を適切な支援機関につなぐことができるよう相談を兼ねた居場所づくりを実施する。

2 募集の概要

上記1の趣旨及び目的に基づき、孤独や孤立による不安を抱える女性に対しての居場所づくり・ワークショップの実施及び運営にあたっては、企画提案方式により募集し、これまでの活動実績や独自のネットワークを活用した効果的な実施が期待できる団体等を委託候補先として選定する。

3 業務概要

孤独や孤立による不安を抱える女性に対しての居場所づくりについては、居場所として、沖縄本島内において、居場所を週2回程度実施し、継続的に支援が必要な不安を抱える女性の個々の悩みや状況に寄り添った支援を行い、自立に向けての支援を実施する。加えて専門職による相談会等も実施する。

また、女性同士が交流できる場、情報を共有できる場として、女性の興味・関心を持つようなワークショップを月1回程度実施することにより、社会との絆・つながりのきっかけを提供する。必要に応じて、常駐型の居場所等につなぎ、悩みの相談を受け、適切な支援機関へ繋げる。

居場所に集まった女性に対して、必要に応じ生理用品を配布し、生理の貧困問題についても緊急的に支援する等を想定している。

4 委託期間

契約の日から令和9年3月1日まで

5 事業予算上限額

事業委託料は、上限額 4,733,349 円(消費税込み)。(※)

原則として、契約前までに、契約額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付を必要とする。ただし、契約保証金の免除となる場合がある。

※ 事業予算は、企画提案公募のため提示する参考金額であり、実際の契約金額とは異なる。

6 経費積算における基本的な考え方

事業実施にあたって対象とする経費は提案する事業を実施するために必要な次の経費とする。

事業に必要な人件費、報償費、旅費、消耗品費(女性用品、感染症予防対策に係る消耗品等を含む。)、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料

※ 設備備品等の取得に係る経費は、原則として対象とはならない。

①直接人件費

業務に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費。

②直接経費

報酬、旅費、使用料及び賃借料など、業務を行うために必要な経費であり、当該業務に要した経費として特定・抽出ができる経費のこと。

③一般管理費

当該業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものについて、契約締結時に一定割合で求められる経費のこと。

次の計算式により算出すること。

$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費}) \times 10/100$ 以内

④消費税相当額 $(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{一般管理費}) \times \text{消費税率}(\%)$

※各経費へ計上する際は、消費税抜きの金額を計上してください。消耗品費など消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上してください。消費税については、各経費を合計した後に乗じてください。消費税に小数点以下の端数が発生した場合は切捨て。ただし、免税事業者である場合は、消費税が含まれているものについてもその額を経費として計上してください。積算は、現行の消費税率10%で行う。

⑤委託料見積額 $= \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}$

7 企画提案者の参加資格

原則として、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 沖縄県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等のほか、法人格を持たない任意の団体を含む、民間団体であること。(株式会社、有限会社等の営利団体は対象とはならない。)
- (2) 女性の抱える悩みや困難に関する相談支援を行うためのノウハウを有していること。
- (3) 事業計画の遂行に必要な組織・人員を有し、十分な遂行体制がとれること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 県税、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (7) 特定の公職者(候補者を含む。)、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (8) 定款又は規約等を有し、それに従って組織運営が行われ、団体として独立した経理を行っていること。
- (9) すべての役員が破産者で復権を得ない者ではないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

(11)事業共同体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 事業共同体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 事業共同体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。

ウ すべての構成員が上記の参加資格(4)から(10)を満たし、いずれかの構成員により(2)から(3)の要件を満たしていること。

エ 事業共同体の構成員は、他の共同事業体の構成員として、または単独で本件に応募していないこと。

(12)守秘義務を遵守できること。

8 質問の受付・回答書の公表

質問は、「質問票(様式第1号)」により、以下のとおり受け付けする。

質問受付「募集要項」公表 ~ 令和8年6月1日(月)午後5時(必着)

提出先 沖縄県子ども未来部女性力・ダイバーシティ推進課(県庁3階)

E-mail aa001309@pref.okinawa.lg.jp

提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「質問票(様式第1号)」に記入の上、メールで提出。

回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、沖縄県のHP上に掲載する。

9 企画提案書等の提出

(1)提出書類

次の書類を6部(正本1部、副本5部)提出

- ① 「令和8年度つながりサポート支援事業委託業務」企画提案書(様式第2号)
- ② 事業概要書(様式第3号)
- ③ 事業予算書(様式第4号)
- ④ 実施体制及び業務実績(様式第5号)
- ⑤ 定款、規約またはこれに相当する文書
- ⑥ 直近の事業報告書及び収支内容がわかる書類

(2)提出の方法

持参または「簡易書留」で郵送すること。

(3)提出の期限

提出期限:令和8年6月1日(月)午後5時(必着)

※持参の場合、受付時間は午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く)

(4)提出先:沖縄県子ども未来部女性力・ダイバーシティ推進課(県庁3階)

(5)提出された書類については、返却しない。

(6)応募に係る経費はすべて応募者の負担とする。

(7)言語及び通貨:使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10 審査

(1)書類審査のほか、「令和8年度つながりサポート支援事業委託業務企画提案審査会」(以下、「企画提案審査会」という。)を開催し、提案内容について総合的に審査し、委託候補者を決定する。企画提案書・審査内容・審査経過等については公表しない。

(2)審査は次のとおり実施する。

① 書類審査(1次審査)

「企画提案書」を中心に書類審査を行い、上位3者程度を選定する。選定者に対して、企画提案審査会(2次審査)の日時・場所を通知する。選定されなかった者に対しては、結果のみ通知する。

② 企画提案審査会(2次審査)

1次審査を経て、最終的に企画提案審査会にて委託候補者を決定する。企画提案審査会においては、原則として提案者(1次審査通過者)によるプレゼンテーションを実施する。

(3)選考にあたっては、提出書類を基に、次の項目により総合的に審査する。

項目	評価項目
1	事業目的及び趣旨の理解 (事業目的等を理解した提案になっているか)
2	事業の効果 (提案事業は、女性の相談支援が期待できる内容か)
3	実現可能性 (事業計画、目標、人員等が妥当であるか)
4	専門性 (応募者は豊富な事業実績を有し、提案事業を適切かつ確実に実施できるスタッフ、業務体制を有しているか)
5	予算 (事業経費は適切に見積もられているか)

(4)予算の範囲内において、評価の総合点が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

11 契約の締結

(1)県は、審査の結果、委託候補者として選定された者と事業内容及び委託金額について双方協議の上、契約を締結する。なお事業実施にあたっては、選定された企画提案書の内容を協議、調整の上、変更する場合がある。

(2)委託候補者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者と同様の手続きを行うこととなる。

(3)契約保証金は委託金額の100分の10以上とし、契約締結前に納付する必要がある。事業を履行し、検査に合格した後、契約保証金は全額返還する。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部が免除することができる。

① 受託者が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- ② 受託者が過去2年間の間に国または地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 選定事業に関する基本的事項

- (1) 選定された提案事業については、実施段階において、予算やその他の事情により変更する
場合がある。
- (2) 本事業の実施にあたり、県の了解なしに他者に全部又は一部を再委託することはできない。

13 実績報告等

受託者は、事業終了後、速やかにその事業の結果をとりまとめた上、県に報告しなければならない。

14 問い合わせ先

沖縄県 こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
令和8年度つながりサポート支援事業委託業務 公募担当(上原)
住所: 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 (県庁3階)
電話: 098-866-2500
E-mail: aa001309@pref.okinawa.lg.jp

15 その他

その他、募集要項に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに関係条例・規則等に従うものとする。

16 参考

【事業の委託候補の決定までのスケジュール】

質問票 提出期限: 令和8年5月26日(火)
企画提案書 提出期限: 令和8年6月1日(月)午後5時必着
企画提案審査会: 令和8年6月上旬(予定)
審査(選定)結果通知: 令和8年6月中旬(予定)